

【テーマ3-②】

**福岡県持続可能な権利擁護
支援モデル事業について**

◆報告団体：福岡県、公益社団法人 福岡県社会福祉士会

令和6年度 総合的な権利擁護支援策に関する研修

福岡県持続可能な権利擁護支援モデル事業 について

令和6年12月16日(月)

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
公益社団法人福岡県社会福祉士会

1

1 福岡県の概況

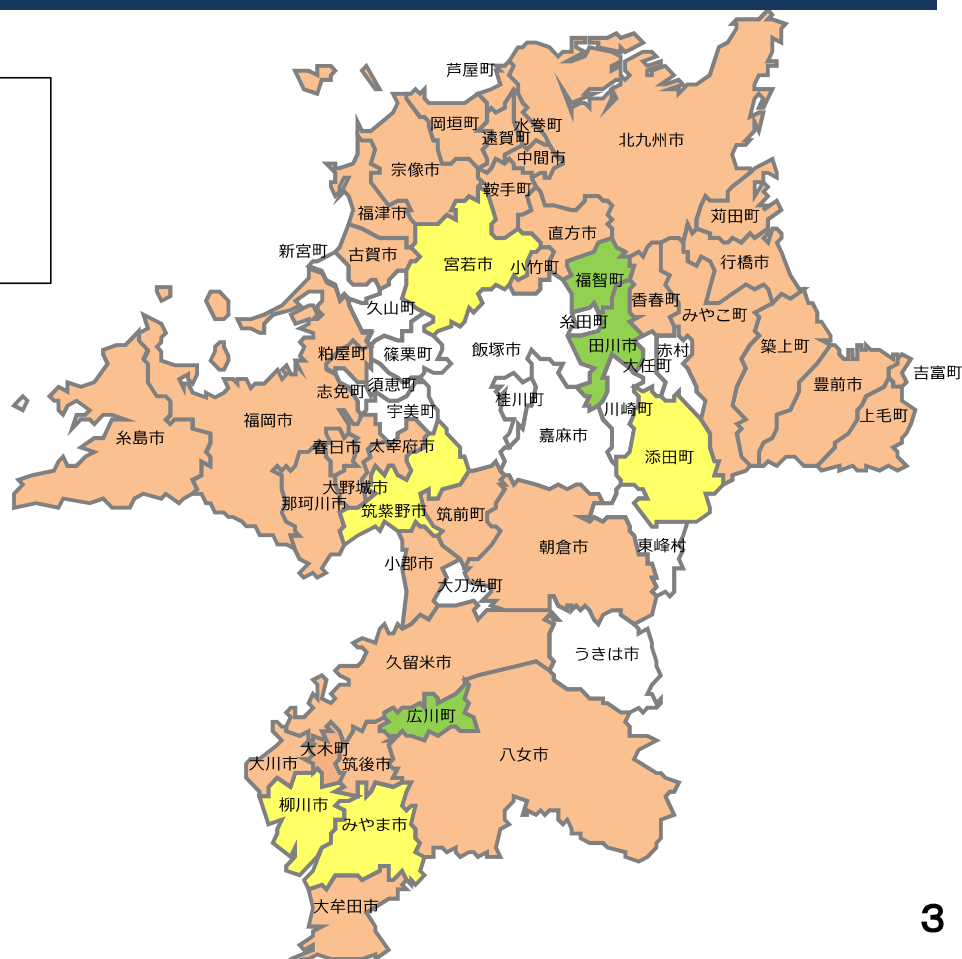
人口等

人口 : 508万人
高齢化率 : 28.1%
市町村数 : 60市町村

中核機関

設置済 : 36市町村
(R6.11月時点)

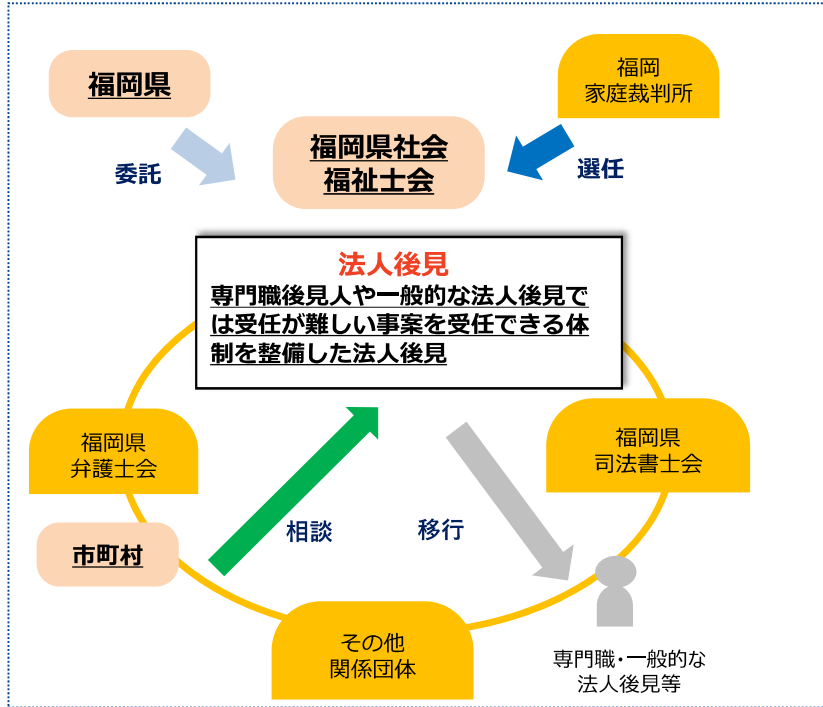
- 設置済
- R6設置予定
- R7以降設置予定



3

2 事業目的

福岡県においては、中核機関の設置加速に伴い、各市町村における支援検討が進み、虐待等の支援困難事案が増加している現状にある。また、今後、高齢者の増加に伴う成年後見制度利用者の増加により、さらに支援困難事案が増加していくことが予測される。そのため、本事業において、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合に、尊厳ある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、公的関与による法人後見実施体制の整備を目指している。



「公的関与による法人後見モデル事業検討委員会」を設置し、実際に県社会福祉士会が受任中のモデル事例を通じて、公的関与による法人後見の諸課題を実証的に検討する。

また、モデル事例のケース会議実施し、支援の諸課題を検討する。

【実施主体】

- ・福岡県社会福祉士会(県委託)

【財源】

- ・生活困窮者就労準備支援事業費補助金、
- ・一般財源

3

3 事業内容

R6年度の事業目標

「公的関与による法人後見モデル事業検討委員会」において、公的関与による法人後見の課題の洗い出しを行う。

事業内容

①公的関与による法人後見モデル事業検討委員会の開催(11月から月1回程度)

<想定する議題>

- ・対象案件に関すること
- ・業務執行者の確保、他専門職との複数後見に関すること
- ・コーディネート体制に関すること
- ・情報管理共有システムに関すること
- ・業務執行者の報酬の在り方に関すること
- ・移行の在り方に関すること

②ケース支援会議の開催(4回程度)

4

令和6年度 福岡県持続可能な権利擁護 支援モデル事業について



公益社団法人
福岡県社会福祉士会



5

1, 権利擁護センターぱあとなあ福岡事業内容

- (1) 成年後見制度に関する相談事業に関する事
- (2) 成年後見制度に関する啓発事業に関する事
- (3) 成年後見人等候補者の育成に関する事業
- (4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
- (6) 成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業
- (7) 法人後見、法人後見監督に関する事業
- (8) 成年後見制度に関する専門職団体、関係機関との連絡
・調整に関する事
- (9) その他関連する事業

6

2, 実績(2023年度)

- ①名簿登録者数 319名
うち候補者名簿登録者 281名(受任率 88%)
- ②成年後見人候補者推薦状況(2023年4月～2024年3月)
- ・候補者推薦依頼件数 242件
 - ・推薦件数 個人 190件
法人 13件
(うち中核機関への候補者推薦35件)
 - ・候補者なしでの回答件数 39件
- ③活動報告書実績(2024年3月末現在)
- 受任件数 個人 1583件 法人 42件 未成年 4件

7

3. 法人後見

法人後見対応案件	2024年7月 49件
a) 虐待案件や触法障害者案件など、深刻な家族間対立や関係者からの不当な接触が予想される案件	a) 虐待 9件 b) 困難 14件
b) 総合的に見て個人での受任では過重の負担が予想される案件	c) 若年 3件 d) 高額 23件
c) 被後見人等が若年で継続的な支援が予想される案件	
d) 高額資産の案件(1,200万円を目途の案件)	

8

4. 「公的関与による法人後見モデル事業」

【モデル事業の枠組み～法人後見の強みを活かす～】

①専門性

- ・ばあとなあ名簿登録者による業務執行体制
- ・業務執行者の柔軟な組み立て(交代、複数体制)

②法人によるサポート

- ・重要な意思決定への法人の関与
- ・法人後見部会ケース担当のサポート、事務局との役割分担

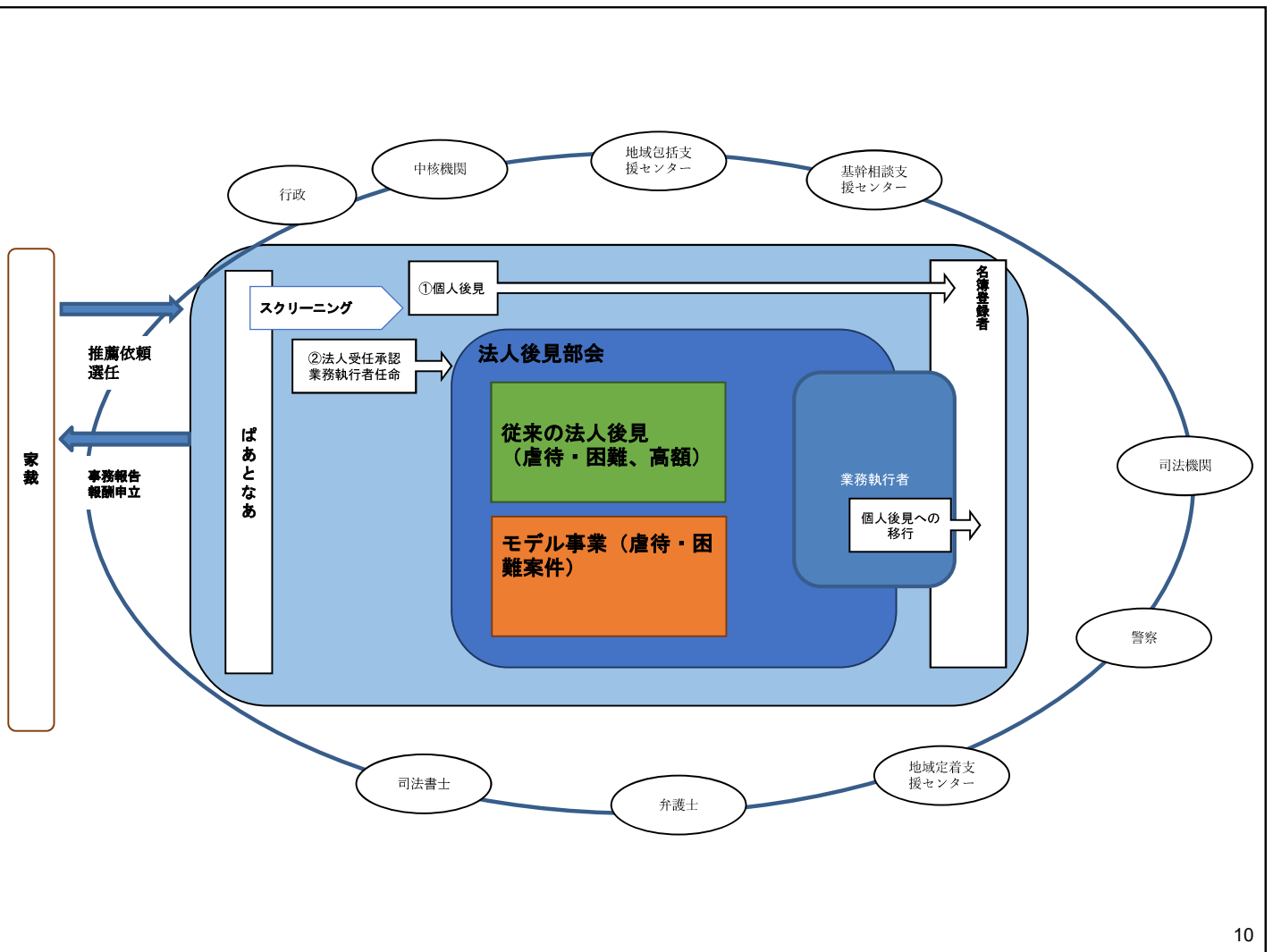
③ネットワークの活用:

- ・中核機関:「体制整備アドバイザー」「受任調整会議委員」の派遣
- ・虐待対応:「福岡県高齢者障がい者虐待対応チーム」の市町村への派遣
- ・被疑者・被告人、刑務所出所者等の入口、出口支援:
「福岡検察庁社会福祉アドバイザー」、「地域定着支援センター」との連携

④個人後見への移行

- ・初期の課題が解決した場合の業務執行者個人後見への移行

9



10

1、事業の目的

- ・虐待等の支援困難な案件については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されていることから、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、公的関与による法人後見実施体制整備に向けた諸課題の検討を本会が受任している事例をモデルとして本年度は実証を行う。

2、事業の内容

1) 検討会議の開催

①開催日：月1回（2024年10月～）

②内容：受任中のモデル事例を通じて公的法人後見の諸課題を実証的に検討する。

- ・対象案件：虐待、支援困難、不当接触案件等。
- ・担い手の確保：業務執行者の確保、他士業との複数後見
- ・コーディネート体制
- ・情報管理共有システム
- ・業務執行者報酬のあり方

2) ケース支援会議の開催

①開催回数：4回

②内容：モデルケースの個別支援会議を必要に応じて実施し、支援の諸課題を検討する。

③メンバー：検討会委員、事例担当者、虐待対応チーム等アドバイザー

11

検討委員会の設置

委員長	本会理事
委員	ぱあとなあ委員会
委員	同法人後見部会
委員	法人後見業務執行者
委員	福岡県弁護士会高齢者障害者委員会
委員	成年後見センターリーガルサポート福岡
オブザーバー	福岡家庭裁判所後見センター
オブザーバー	福岡県地域ケア推進課

12

- 事例① 養護者による高齢者虐待、養護者によるクレーム対応に苦慮**
- ・養護者は、市の虐待対応（やむ措置分離保護、後見申立て）に納得せず、市に対して執拗なクレームを行い、行政不服審査請求、対応記録の開示請求も行っていった。
 - ⇒弁護士と本会の複数後見
 - ⇒チーム支援（市主催の関係者会議の定例化と役割分担）
 - ⇒業務執行者の秘匿
- 事例② 養護者（息子）による経済的虐待**
- ・町は虐待認定はしていないが、施設の協力を得て分離保護、居所秘匿。
 - ・長男は、町の担当窓口にも毎日のように来所、激昂することがあり町は警察に通報したこともある。
 - ⇒本会法人後見の受任
 - ⇒町との連携と役割分担
 - ⇒親族には業務執行者を秘匿し、事務局で対応。
- 事例③ 刑務所出所者、女性保佐人への性的妄想**
- ・被保佐人は、窃盗罪の実刑判決により刑務所に服役し、出所。
 - ・保佐人（女性）に対して、面会時や手紙等で妄想による卑猥な言辞を繰り返すなどしていた。
 - ⇒保佐人の辞任と本会法人後見の受任
 - ⇒業務執行者はおかず、事務局対応。
 - ⇒居所離脱・ホームレス化時のホームレス支援組織との連携